

兵庫県における臓器移植の現状

～臓器移植法施行後の10年間と今後の課題～

兵庫県臓器移植コーディネーター

藤原 亮子

1997年10月に臓器移植法が施行され10年目を迎えた今日でも、日本での臓器移植は低迷しています。実際に10年間で全国の脳死下臓器提供は55件、兵庫県内では3件(2007年5月末現在)、心停止後の腎臓提供においては全国で年間約100件、県内では年間平均5件となっています。(図1・2)

現在、日本での臓器移植を希望し(社)日本臓器移植ネットワークへ登録されている方は約1万2千名(図3)ですので、日本で移植を受けるには待機が長くなっているのが現状です。(待機日数は臓器によって異なります)



この10年、全国で様々な臓器移植に関しては普及啓発が行われてきました。兵庫県でも県民にご理解いただく為、兵庫県・兵庫県健康財團が主催する兵庫県臓器移植推進県民大会を毎年1回行ってきました。その他には兵庫県オリジナル意思表示カードの作成や2006年から学校教育への取り組みとして「いのちの学習会」【出前講座】を開催し、学校へ兵庫県移植コーディネーターが向き移植医療を通じ、いのちの大切さを伝える活動を行っています。実際に学生達は興味を持ち、それぞれの考えを持ってくれています。

また、医療機関の方々へ対する研修会などの普及啓発も行っています。多くの施設の方々に参加していただいており、2006年から脳死下臓器提供の指定施設に、院内の医療従事者に対する普及啓発と臓器提供の意思が迅速に兵庫県移植コーディネーターへ伝達される体制整備を図るために院内コーディネーターを設置して頂きました。

このような活動の結果、兵庫県では全国的にも臓器提供の連絡件数は増えています。

今後の課題としては、臓器移植法改正等の大きな問題がありますが、県民の方々、医療関係者の方々へご理解いただく為の、現在の普及啓発活動を継続していく事が大切だと思っています。そして、臓器提供の意思を尊重できるよう努めていきたいと思っています。

(図3) 臓器移植希望登録者
(2007年5月31日現在)

臓器	希望登録者数
心臓	100名
肺	126名
肝臓	160名
腎臓	11,772名
脾臓	156名
小腸	1名

2007~8年度 兵庫腎疾患対策協議会 役員・幹事

会長	神戸赤十字病院院長 神戸大学理事 守殿 貞夫	副会長	坂井端実クリニック 顧問 福西 孝信 安井 多津子
幹事	神戸大学医学部付属病院 手術部感染制御部長 荒川 創一	川瀬喬 坂井 瑞実	兵庫医科大学 泌尿器科医学講座 教授 島 博基 杉本 照子
	兵庫医科大学内科学腎透析科 教授	兵庫大学医学部腎臓系研究科 泌尿器科学分野 助手	兵庫医科大学 泌尿器科医学講座 島 博基
	中西 健	竹田 雅	三田市立総合病院 院長 寺 桂一徳 内藤 秀宗
	兵庫医科大学 泌尿器科医学講座 講師	八馬 富久子 藤澤 正人	佐野伊川谷病院 院長 田口 隆子 小山 康江
	野島 道生	兵庫医科大学 地域医療学 教授 吉永 和正	長田病院 院長 藤原 亮子 宮本 孝
	兵庫医科大学 名譽理事 森村 美佐子	国際ソロミスト神戸東 保健委員会担当 小山 康江	宮本クリニック 院長 小泉 邦昭
顧問	高砂市民病院名譽院長 後藤 武男	長久天満診療所 長久 謙三	国際ソロミスト神戸東 会長 小路 良子
	神戸赤十字病院 市民委員会チーフ 藤岡 晨宏	会計監査	

Gift of Life

兵庫腎疾患対策協議会報

Vol. 15

発行：兵庫腎疾患対策協議会

住所：〒659-0093 芦屋市船戸町4-1-415(安井眼科内) TEL:0797-31-8288 FAX:0797-22-6144

話題の病気腎移植

～インフォームドコンセントと性悪説～

兵庫腎疾患対策協議会
会長 守殿 貞夫

昨年は移植医療にとってショッキングな情報が瀬戸内から発信された。いわゆる病気腎移植である。移植医療に携わっていたものとして、一瞬「いいアイデアだな」とどうして私自身が病気腎移植を行うことを思いつかなかったのか、との思いが脳裏を横切った。場合によっては、早々に移植医療として普及するのかとも考えた。しかし、その後の新聞を読むたびに、多くの問題点が指摘されるに至り、今回の件については、いろんな角度からの検証が先ずなされるべきとの感想を持った。

人間の本性については、性善説と性悪説がある。前者は、本性を善とするものであり、仁・義を先天的に具有すると考え、それに基づく道徳により政治を主張した孟子の説である。後者は、その本性は悪であるとして、礼法による秩序維持を重んじた荀子の説である。

わが国での医師と患者さんとの関係は、昔は正しく性善説に基づき、バターナリズム(家父長的な温情主義)に通じるもので、今に言う文書によるインフォームドコンセントは行われていなかった。一方、近年における医師・患者関係、特にインフォームドコンセントは荀子が言うところの「礼法による秩序維持」の「礼」とは規範・作法にのっとることを意味している。従って、実験的側面が強い病気腎移植は、厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」で定めている研究計画の策定、外部委員を含む倫理委員会の承認、被検者への文書によるインフォームドコンセント(説明と同意)を行う、計画・成果を公開するよう努める、などの「礼」を守って行うべきであった。近代医療で透明性の確保が重要視されるなか、今回の病気腎移植では、移植患者選定の手法も不透明であった。

市立宇和島病院での、病気腎移植25件の5.10年後の生着率(成功率)は、再移植例が多いとはいえ35.4%、25.3%とそれぞれ生体腎移植の成績の半分以下である。この成績から見ても、病気腎移植を一般医療に取り込むには多くの検討課題がある。

(参考資料:愛媛新聞ONLINE、広報局)

第17回 総会及びミニフォーラムのお知らせ

日 時 2007年 7月26日(木)

会 場 神戸ポートピアホテル 本館地下1階 「北野の間」

I 総会 PM5:00~5:30

II ミニフォーラム PM5:30~6:45

「今腎移植を考える—病気腎移植について語ろう—」

コーディネーター 藤澤 正人 幹事 (神戸大学泌尿器科医学教授)

中西 健 幹事 (兵庫医科大学 内科腎透析学教授)

Main speaker 市川 靖二 会員 (県立西宮病院副院長)

Speaker 宮本 孝 幹事 (兵庫県透析医会会長)

藤原 亮子 幹事 (兵庫県腎臓移植コーディネーター)

川瀬喬 幹事 (腎移植の会副会長)

宮本 高宏 会員 (NPO法人 兵庫県腎友会常務理事)

III 懇親会 PM7:00~8:30

「布引の間」

懇親会費 7,000円

年会費 3,000円

兵庫腎疾患対策協議会 <事務局> 〒659-0093 芦屋市船戸町4-1-415 安井眼科内 TEL:0797-31-8288 FAX:0797-22-6144 e-mail : hyojinkyou@v101.vaino.jp

臓器移植法の改正への道のり

特定非営利活動法人
日本移植者協議会

理事長 大久保 通方

現在の臓器移植法は、1997年10月に施行されましたが3年を目処に見直すとの条文がありながら、今日に到っています。1992年1月22日「臨時臓死及び臓器移植調査会」は2年間の議論を経て、「臓死を「人の死」とすることについて概ね社会的に容受されたとして、臓死下での臓器移植を認める最終答申をしました。私は漸く我が国においても早期に臓死下での臓器移植が実行されるとの期待を持ちました。しかし法制定を待たず臓死下臓器移植を実施すると大阪大学と東京大学が名乗り出ましたにも関わらず、実際に実行されませんでした。これも我が国の臓器移植医療にとって不幸なことだったかも知れません。

臓死臨調の答申を受け、超党派の「生命倫理研究議員連盟」

が立法化に向け検討し、「臓死及び臓器移植に関する各党協議会」が発足し法案の作成を行いました。その結果1994年に議員立法として提出されました。

当協議会は、1991年10月に日本腎移植者協議会（1993年に日本移植者協議会と改称）として結成されたばかりで、まだ他の団体との交流もほとんどありませんでした。1994年に京都で国際移植学会が開かれたのを機会に臓器移植に関わる患者団体との交流が深まり、既に提出されていた臓器移植法の成立へ協力して活動を始めました。

各党協議会で議論され提出された案は、本人の意思が不明の時は、家族が付度し決定することになっており、私たち患者団体はその案を支持し、一日も早い成立を望みました。しかしここでも付度とあまり日常的に使わない言葉が、かえって誤解を生み問題になりました。この時は全国の主要都市で公聴会が開かれ実質的な審議が行われましたが、議論の大半は「臓死は人の死か」に費やされ、賛成者と反対者の議論のがみ合うことはありませんでした。おそらくまでも両者が臓死について議論しても、いつまでも平行線をたどることでしょう。ここでは臓死臨調の年の年にわたる議論は話さませんでした。その後衆議院の解散によりこの案は廃案となってしまいました。

次ぎに1996年に提出された臓器移植法では、本人意思の確認に書面が必要となり1997年4月衆議院で賛成多数で可決され参議院に送られました。参議院では、全く審議せず成立も危ぶまれましたが、6月に入り臓死判定にも本人意思の書面による同意と家族の承諾が必要とする修正を加え成立しました。現臓器移植法は4ヶ月後の1997年10月16日に施行されました。臓死臨調の答申から5年半を経過していました。

国民やその代表である国会議員のほとんどは、臓器移植は自分や家族にとって全く関係のない医療だと思っています。現実には、糖尿病患者1,300万人、B型C型肝炎ウイルス感染者は600万人いると言われ、血液透析を行っている腎不全患者は26万人で、毎年1万人ずつ増加しています。

それから10年が経過しようとしています。いま臓器移植という言葉を知らない人はほとんどいません。しかし10年前と同じ国民や国会議員のほとんどは、いまも臓器移植は自分や家族にとって全く関係のない医療だと思っています。

私たち臓器移植に関わる患者団体は、1994年に臓器移植に関わる患者6団体（のちに9団体となる）を結成し協力して臓器移植法制定の活動を行いました。その結果3年後に臓器移植法は制定されたが、私たちが望む法律の内容ではありませんでした。ただ3年をめどに見直すとの条文ありましたので、

臓器移植法施行10年

～腎移植の現場から～

それをよりどころとして1999年から国会請願や陳情など法改正へ向けた活動を始めました。国会請願は4回総数200万人を集めましたが、国会では一向に改正へ向けた動きはありませんでした。しかし国会議員のほとんどが関心のない問題に漸く関心を示す議員が出てきました。それは自分が父親の肝移植ドナーとなった河野太郎議員です。宮崎秀樹参議院議員も臓器移植法を何となしなければならんと思っています。そこで漸く議論を経て、この二人と現臓器移植法を成立させた中山太郎衆議院議員が中心となり2004年の2月に自由民主党の中で改正案の骨子が作られ、自由民主党内の手続きを経たのち、与党的公明党との協議が始まりました。2005年4月に自由民主党と公明黨の臓器移植検討会において現在提出されているA案とB案の2案を提出することが決まりました。そしてその年の8月郵政解散の当日に国会に提出され廃案となりました。昨年3月31日に同じくA案とB案が提出されました。

A案は臓死を人の死とし、本人が臓器の提供意思を示しており、家族が拒否する場合は本人が提供拒否の意思を示していない場合で、家族が提供を承諾した時に臓死下での臓器提供が出来る案です。A案では年齢制限がなくなるために子どもの提供も可能となります。B案では提供条件は現在の法律を踏襲し、提供の意思表示出来る年齢を12歳以上に引き下げる案です。B案では現状とはほとんど変わらず、小さな子どもは心臓移植を受けることはできません。また大人の提供も今まで全く変らず、先の世論調査で40%あった臓死下での臓器提供に賛成している人の意見も活かすことができません。

私たちは、2004年9月から日本移植学会とも協力し毎週のように議員会館を廻り、国会議員に直接会い移植医療の現状と法改正の必要性を訴えてきました。直接面談した約300人の議員のほとんどがいま提出されていますA案（中山案）に賛成しています。また自由民主党、公明党、民主党の執行部や役員議員も、ほとんど法改正の必要性を理解しています。しかし昨年の通常国会、臨時国会でも一度も審議されませんでした。實質審議ではありませんが昨年の12月に衆議院の厚生労働委員会で参考人質疑が行われ、私たちは一步前進と今通常国会での審議入りに希望を抱きました。しかし6月に入り会期もあと僅かとなりましたが、まだ審議入りをしていません。いつも政府提案の法律が優先され議員立法の法律は後回しとなっています。このままではまたも臓器移植法改正が流れてしまう恐れがあります。

3年を目指して見直すとの条文は、一体何なのでしょうか。国会は、まだこの条文を無視し移植を必要し死に直面している多くの患者を見捨て続けるのでしょうか。海外渡航移植も、もう限界にきています。病腎移植など様々な問題も起っています。日本人のいのちは、日本人が救わなければなりません。私たちは、1992年の臓死臨調の答申から15年も待ち続けています。なぜ日々多くのいのちのかかる法律を優先して審議しないのか。私たちは移植を持つ患者の声を何としても国会へ届けるよう、これからも声を大にして呼び続けます。いまこそ国会は真摯にこの問題に向き合い、速やかに臓器移植法律改正案を審議し可決成立させて欲しいと思います。

私たち臓器移植に関わる患者団体は、1994年に臓器移植に関わる患者6団体（のちに9団体となる）を結成し協力して臓器移植法制定の活動を行いました。その結果3年後に臓器移植法は制定されたが、私たちが望む法律の内容ではありませんでした。ただ3年をめどに見直すとの条文ありましたので、

兵庫医科大学泌尿器科

野島道生

2.次に、腎移植を待機中の透析患者さんの合併症についてです。待機期間が長く、移植時期が予想できないため、移植手術の直前になってしまってじめで深刻な合併症を持っている事が判明する場合があります。移植後の安全度を向上させるために、腎移植待機中の系統的な身体検査・治療が重要であると言われています。

臓器提供の不足に対して必要と思われるこ

臓器不全の患者さんが移植を受ける機会を増やすためには、臓器移植法の改正も含めた制度改革が重要であることはもちろんですが、それ以外にも日常の移植診療や腎提供の場において感じることができます。

1.知らへん事

腎移植件数が増えるためには、まず腎不全をもっと広く知つてもいい、腎移植について知っている人の数を増やすことが重要であると感じます。漠然と「腎死」という言葉を知っているというレベルではなく、もう少し具体的に透析や腎移植の実態について知つてもらう事が必要であろうと思います。臓器移植について何も知らない人が腎移植を希望したり、家族の臓器提供に同意することはまれであらうと思われるからです。

2.ドナーへの配慮

また、ドナーの人権を守る事はもちろんの事、ドナーおよび遺族の心情にむきいる努力もさらに必要であると感じます。腎臓ドナーの御遺族にとって何が必要なのか、具体的なケアを移植医・移植患者をはじめ国民全体で考えること、提供に関する負のイメージを変えて行く事にもつながると思います。

3.ドナーの治療を担当している医師への配慮

救急センター等の臓器提供者の治療にかかる医療従事者の方に対する配慮の不足以前から指摘されていますが、有効な打開策がない状態です。多忙な診療にさらに負担をかけることに対する配慮に加え、臓器提供に安心してかかわる制度整備が求められていると痛感しています。

これまでに述べたように臓器移植をとりまく環境は厳しいのですが、その一方でドナーの御遺族や主治医・看護師の方々の言葉で何度もほげほげされました。移植にたずさわるものとして、こころより感謝いたします。

活動報告

2006年度 活動報告

(2006年4月1日～2007年3月31日)

①会報「Gift of Life」Vol.14の発行 (6月)

②第16回総会開催 (7月9日)

③兵庫腎臓病シンポジウム'06 脾友会と共に (7月9日)

「糖尿病腎症とどう付き合う」

【講演Ⅰ】「粘り強い糖尿病性腎症の治療

～きつと糖尿病は消失します～

講師：仙台厚生病院腎臓病科

赤井裕輝先生

【講演Ⅱ】「糖尿病性腎症から透析へ入る」

講師：仙台厚生病院腎臓病科

中西 健先生

【講演Ⅲ】「糖尿病性腎症とどう付き合う」

講師：芦屋市立芦屋市民クリニック院長

坂井謙史先生

④神戸新聞一面記事体広告掲載 (10月29日)

⑤兵庫県臓器提供懇話会支援

⑥兵庫県臓器移植協議会支援

⑦移植提供病院配布用DVD制作

⑧其の他

2007年度 活動計画

(2007年4月1日～2008年3月31日)

①会報「Gift of Life」Vol.15の発行 (6月)

②兵庫腎臓病シンポジウム'07 NPO法人 兵庫腎友会と共に (7月1日)

③第17回総会開催 ミニフォーラム「今腎移植を考える」 (7月26日)

④神戸新聞一面記事体広告掲載 (10月)

⑤兵庫県臓器提供懇話会支援

⑥兵庫県臓器移植協議会支援

⑦移植提供病院配布用DVD制作